

盛岡広域振興局長告示第85号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定した。

平成24年10月19日

盛岡広域振興局長 菊池正佳

1(1) 名称 盛岡市街地特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 盛岡市地内の国道106号と国道4号との交点を起点とし、起点から国道106号を南東に進み主要地方道上米内湯沢線との交点に至り、同点から同主要地方道を南西に進み農道手代森線との交点に至り、同点から同農道を南に進み市道峰崎線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道南阿弥陀堂線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道峰崎観音堂線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道乙部樹園地1号幹線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道名坂線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道漆田線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道菖蒲田・雷田線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み盛岡市と紫波郡紫波町の境界との交点に至り、同点から同境界を南に進み盛岡市と紫波郡矢巾町の境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進み北上川堤防左岸との交点に至り、同点から同左岸を北東に進み徳田橋との交点に至り、同点から同橋を西に進み盛岡市と紫波郡矢巾町の境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進み市道見前放水路北線との交点に至り、同点から同市道を西に進み盛岡市と紫波郡矢巾町の境界との交点に至り、同点から同境界を西に進み市道西部線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道外鼻線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道飯岡観音2号線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道秋葉東線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道秋葉線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道大柳山中線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道山中線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道上鹿妻43号線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道上鹿妻線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道上鹿妻11号線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道鹿妻本堰鹿妻幹線水路との交点に至り、同点から同水路を北西に進み主要地方道盛岡環状線との交点に至り、同点から同主要地方道を西に進み一般県道盛岡鶯宿温泉線との交点に至り、同点から同一般県道を西に進み御所ダム堰堤との交点に至り、同点から同堰堤を西に進み雫石川左岸との交点に至り、同点から同川左岸を北に進み盛岡市と岩手郡滝沢村の境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進み国道46号線との交点に至り、同点から同国道を南西に進み県道小岩井停車場線との交点に至り、同点から同県道を北に進み仁沢瀬川との交点に至り、同点から同川を北に進み村道高森線との交点に至り、同点から同村道を北東に進み村道風林工区幹線との交点に至り、同点から同幹線を東に進み村道大清水3号線との交点に至り、同点から同村道を北に進み越前堰土地改良区農道との交点に至り、同点から同農道を北に進み農道仁沢瀬21号線との交点に至り、同点から同農道を北に進み小岩井農場と民有地の境界との交点に至り、同点から同境界を北に進み芋樋沢との交点に至り、同点から同沢を北東に進みメイプルカントリークラブと小岩井農場の境界との交点に至り、同点から同境界を北に進み村道安達上篠木線との交点に至り、同点から同村道を南東に進み国有財産道路との交点に至り、同点から同道路を南に進み東北電力送電線（岩盛線）との交点に至り、同点から同線を南に進み村道風林荒屋線との交点に至り、同点から同村道を西に進み村道大清水1号線との交点に至り、同点から同村道を南に進み農道塚留3号線との交点に至り、同点から同農道を西に進み農道大清水2号線との交点に至り、同点から同農道を西に進み村道高森線との交点に至り、同点から同村道を南東に進み村道中道堰合線との交点に至り、同点から同村道を東に進み南部主幹水路との交点に至り、同点から同水路を北に進み林道高峰山線との交点に至り、同点から同林道を北東に進み越前堰用水路との交点に至り、同点から同水路を北東に進み村道鶉飼姥屋敷線との交点に至り、同点から同村道を北西に進み南部主幹線水路との交点に至り、同点から同水路を北東に進み村道第一あすみ野線との交点に至り、同点から同村道を北東に進み国有財産道路との交点に至り、同点から同道路を東に進み東北縦貫自動車道との交点に至り、同点から同自動車道を北東に進み主要地方道盛岡環状線との交点に至り、同点から同主要地方道を東に進み木賊川右岸との交点に至り、同点から同右岸を南に進み市道みたけ四丁目北陵中学校線との交点に至り、同点から同市道を東に進み家畜改良センター岩手牧場用地と民有地の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進み市道稲荷町谷地頭線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み国道4号との交点に至り、同点から同国道を南に進み市道厨川二丁目1号線との交点に至り、同点から

ら同市道を東に進み北上川左岸との交点に至り、同点から同左岸を北東に進み主要地方道盛岡環状線との交点に至り、同点から同主要地方道を南東に進み市道上米内44号線との交点に至り、同点から同市道を東に進み国道455号との交点に至り、同点から同国道を東に進み市道上米内37号線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道上米内35号線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道上米内24号線との交点に至り、同点から同市道を南に進み主要地方道上米内湯沢線との交点に至り、同点から同主要地方道を南西に進み市道加賀野四丁目水道橋線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道浅岸自転車歩行者専用道10号線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道浅岸自転車歩行者専用道5号線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道加賀野四丁目水道橋線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道天神町銭掛2号線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道加賀野一丁目四丁目線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道山賀橋加賀野四丁目線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道加賀野四丁目2号線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道加賀野四丁目1号線との交点に至り、同点から同市道を南に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

2(1) 名称 盛岡市大ヶ生特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 盛岡市地内の市道板山2号線と市道板山2号線に通じる作業道との交点を起点とし、起点から市道板山2号線を西に進み市道虫壁線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道城内線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道小屋敷線に通じる作業道との交点に至り、同点から同作業道を南東に進み市道小屋敷線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道板山2号線に通じる作業道との交点に至り、同点から同作業道を東に進みさらに南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成24年11月1日から平成33年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

3(1) 名称 八幡平市松尾普請場特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 八幡平市地内の市道清水川線と市道関口若林線との交点を起点とし、起点から市道関口若林線を東に進み松川左岸との交点に至り、同点から同川左岸を西に進み市道普請場線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道清水川線との交点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成24年11月1日から平成33年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

4(1) 名称 岩手町沼宮内特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 岩手郡岩手町地内の国道4号と町道久保線との交点を起点とし、起点から国道4号を北に進み町道白掛線との交点に至り、同点から同町道を南に進み国道281号との交点に至り、同点から同国道を南に進み町道城山公園線との交点に至り、同点から同町道を東に進みさらに南に進み町道館線との交点に至り、同点から同町道を西に進み町道館江刈内線との交点に至り、同点から同町道を南に進み県道元木江刈内線との交点に至り、同点から同県道を北西に進み町道車線との交点に至り、同点から同町道を南に進み町道源八山線との交点に至り、同点から同町道を北西に進み県道岩手平館線との交点に至り、同点から同県道を南西に進み町道沼宮内駅線との交点に至り、同点から同町道を南に進み国道4号との交点に至り、同点から同国道を南に進み町道子抱線との交点に至り、同点から同町道を西に進み町道久保落合線との交点に至り、同点から同町道を北に進み町道向久保支線2号との交点に至り、同点から同町道を西に進みさらに北に進み町道久保線との交点に至り、同点から同町道を東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

5(1) 名称 滝沢村北部特定猟具禁止区域

(2) 区域 岩手郡滝沢村地内の東北自動車道と陸上自衛隊岩手駐屯地正門道路との交点を起点とし、起点から東北自動車道を南に進み砂込川左岸との交点に至り、同点から同川左岸を上流に進み国道282号との交点に至り、同点から同国道を南に進み

村道岩手山青年の家線との交点に至り、同点から同村道を西に進み村道一本木上郷主幹線との交点に至り、同点から同村道を南西に進み村道畜産試験場柳沢線との交点に至り、同点から同村道を北東に進み陸上自衛隊岩手駐屯地敷地境との交点に至り、同点から同敷地境を北に進み砂込川大川水源地源流右岸との交点に至り、同点から同源流右岸を下流に進み文化企業株式会社私道との交点に至り、同点から同私道を北に進み村道一本木工区2号幹線との交点に至り、同点から同村道を東に進み村道一本木柳沢線との交点に至り、同点から同村道を東に進みさらに北に進み陸上自衛隊岩手駐屯地敷地境との交点に至り、同点から同敷地境を北東に進み陸上自衛隊岩手駐屯地正面道路との交点に至り、同点から同道路を東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

6(1) 名称 紫波町中央特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 紫波郡紫波町地内の国道4号と町道古屋敷稲村線との交点を起点とし、起点から国道4号を南に進み紫波町二日町字向山地割と紫波町日詰字石田地割の境界との交点に至り、同点から同境界を南に進みさらに北東に進み町道古館2号線の起点(紫波町二日町字古館327番地)と国道456号と町道星山線との交点を結ぶ線との交点に至り、同点から同線を南東に進み国道456号との交点に至り、同点から同国道を南に進み町道桜田門田線との交点に至り、同点から同町道を西に進み町道大巻北日詰線との交点に至り、同点から同町道を西に進み町道東街道線との交点に至り、同点から同町道を南に進み町道四日市線との交点に至り、同点から同町道を西に進み国道4号との交点に至り、同点から同国道を南に進み県道中寺林犬渕線との交点に至り、同点から同県道を南に進み紫波郡紫波町と花巻市の境界との交点に至り、同点から同境界を西に進みJR東北本線との交点に至り、同点から同JR線を北に進み町道八掛線との交点に至り、同点から同町道を西に進み町道八掛外谷地1号線との交点に至り、同点から同町道を西に進み町道外谷地14号線との交点に至り、同点から同町道を北西に進み町道新田4号線との交点に至り、同点から同町道を北西に進み町道新田佐藤部2号線との交点に至り、同点から同町道を北西に進み町道境田金田線との交点に至り、同点から同町道を北東に進み町道平沢大地町線との交点に至り、同点から同町道を東に進み町道川又長尾沢線との交点に至り、同点から同町道を北に進み町道上野沢下野沢3号線との交点に至り、同点から同町道を北に進み町道七久保中新田線との交点に至り、同点から同町道を北に進み町日日詰水分線との交点に至り、同点から同町道を東に進み町道希望ヶ丘線との交点に至り、同点から同町道を北に進み紫波郡紫波町と紫波郡矢巾町の境界との交点に至り、同点から同境界を北に進み五内川右岸との交点に至り、同点から同川右岸を下流に進み町道古屋敷稲村線との交点に至り、同点から同町道を南に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成24年11月1日から平成33年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

7(1) 名称 紫波町長岡特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 紫波郡紫波町地内の国道456号と町道常光寺線との交点を起点とし、起点から国道456号を北東に進み町道長岡徳田線との交点に至り、同点から同町道を東に進み国道396号との交点に至り、同点から同国道を南に進み町道常光寺線との交点に至り、同点から同町道を西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成24年11月1日から平成33年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

8(1) 名称 紫波町水分特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 紫波郡紫波町の主要地方道盛岡和賀線と町道古館駅線との交点を起点とし、起点から主要地方道盛岡和賀線を南に進み町日日詰水分線との交点に至り、同点から同町道を西に進み町道西部開拓線との交点に至り、同点から同町道を北に進み町道古館駅線との交点に至り、同点から同町道を東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成24年11月1日から平成33年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

9(1) 名称 紫波町赤沢特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 紫波郡紫波町地内の主要地方道紫波川井線と町道中松原座比線との交点を起点とし、起点から主要地方道紫波川井線を東に進み町道赤沢佐比内線との交点に至り、同点から同町道を南西に進み町道火石沢線との交点に至り、同点から同町道を南西に進み町道藤田下岡田線との交点に至り、同点から同町道を北に進み中松原座比線との交点に至り、同点から同町道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成24年11月1日から平成33年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

10(1) 名称 紫波町彦部特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 紫波郡紫波町地内の国道456号と県道佐比内彦部線との交点を起点とし、起点から国道456号を北西に進み町道上山線との交点に至り、同点から同町道を北東に進み林道大巻1号線との交点に至り、同点から同林道を東に進みさらに南東に進み林道大巻2号線との交点に至り、同点から同林道を南東に進み紫波町彦部字暮坪と赤沢字木戸脇の境界を流れる水路との交点に至り、同点から同水路を南東に進み町道火石沢線との交点に至り、同点から同町道を南西に進み県道佐比内彦部線との交点に至り、同点から同県道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成24年11月1日から平成33年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

11(1) 名称 紫波町中屋敷特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 紫波郡紫波町地内の国道396号と町道神田片山線との交点を起点とし、起点から国道396号を北西に進み民有林95林班と民有林116林班の境界との交点に至り、同点から同境界を東に進み民有林117林班と民有林116林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北に進み民有林116林班と民有林128林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南に進み民有林128林班と民有林129林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進み民有林128林班と民有林130林班の境界との交点に至り、同点から同境界を東に進み民有林128林班と民有林131林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北に進み民有林127林班と民有林131林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進み民有林126林班と民有林131林班の境界との交点に至り、同点から同境界を東に進み民有林131林班と国有林の境界との交点に至り、同点から同境界を南に進み民有林132林班と国有林の境界との交点に至り、同点から同境界を南に進みさらに西に進みさらに北に進み民有林132林班と民有林133林班の境界との交点に至り、同点から同境界を西に進み民有林130林班と民有林133林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南西に進み民有林133林班と民有林134林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南東に進み民有林134林班と国有林の境界との交点に至り、同点から同境界を南西に進み民有林134林班と民有林135林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南に進み民有林114林班と民有林135林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南に進み民有林135林班と民有林137林班の境界との交点に至り、同点から同境界を東に進み民有林137林班と国有林の境界との交点に至り、同点から同境界を南東に進み民有林140林班と国有林の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進み民有林138林班と国有林の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進み民有林139林班と国有林の境界との交点に至り、同点から同境界を東に進みさらに南西に進み民有林140林班と国有林の境界との交点に至り、同点から同境界を南東に進み民有林140林班と民有林142林班の境界との交点に至り、同点から同境界を西に進み民有林140林班と民有林141林班の境界との交点に至り、同点から同境界を西に進み民有林141林班と民有林143林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南東に進み紫波郡紫波町と花巻市の境界との交点に至り、同点から同境界を西に進み国道396号との交点に至り、同点から同国道を北に進み県道佐比内彦部線との交点に至り、同点から同県道を西に進み町道神田片山線との交点に至り、同点から同町道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成24年11月1日から平成33年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

12(1) 名称 紫波町飯豊田特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 紫波郡紫波町地内の町道飯豊田宇南田2号線と紫波町佐比内宇南田128番1と100番9の境界との交点を起点とし、起点から町道飯豊田宇南田2号線を北東に進み町道馬場横寺線との交点に至り、同点から同町道を南東に進み町道赤森線との交点に至り、同点から同町道を南に進み紫波郡紫波町と花巻市の境界との交点に至り、同点から同境界を西に進み紫波町佐

比内字横寺と紫波町佐比内字宇南田の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成24年11月1日から平成33年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器